

継続申請の手続きについて（ご案内）

学校指定期間終了後、引き続き学校指定の申請される場合は、以下の申請書類をご郵送にてご提出して下さい。

1. 学校指定の継続申請の流れ

学校指定を継続した場合の期間は、4月1日を始期とする3年間となります。指定期限が終了する3ヶ月前までに継続手続きを行って下さい。

学校指定申請書および必要書類を郵送

↓

審査

↓

学校指定書および請書を送付

↓

請書を返送

2. 申請書類

①学校指定申請書（別紙1）

②学則

③（部科別の）現在生徒数および教員の現在数を記載した書類

④1年間の授業時間数および1週間に行う（部科別の）授業科目およびその時間数を記載した書類

※学校学校所在地もより駅については、学校指定申請書へ直接記入してください
(別途用意する必要はございません)

<申請書類の提出先>

〒480-1342

愛知県長久手市茨ヶ廻間 1533 番地 736

愛知高速交通株式会社

運輸技術部運輸課 学校指定担当

【お問い合わせ】

愛知高速交通株式会社 運輸技術部運輸課 学校指定担当

TEL : 0561-61-4781 月～金（祝日・12/29～1/3 を除く） 9:00～18:00

E-mail : gakko_shitei@linimo.jp